

小型焼却炉の構造基準について

平成14年12月から焼却設備の基準が厳しくなっております。
次の構造を全て満たすことが必要です。

- 1 空気取入口及び煙突の先端以外に焼却設備内と外気とが接することなく、燃焼室において発生するガス（以下「燃焼ガス」という。）の温度が摂氏800度以上の状態で廃棄物を焼却できるものであること。
- 2 燃焼に必要な量の空気の通風が行われるものであること。
- 3 外気と遮断された状態で、定量ずつ廃棄物を燃焼室に投入することができるものであること（ガス化燃焼方式その他の構造上やむを得ないと認められる焼却設備の場合を除く。）
- 4 燃焼室中の燃焼ガスの温度を測定するための装置が設けられていること。
- 5 燃焼ガスの温度を保つために必要な助燃装置が設けられていること。
（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第1条の7）

具体的には、

空気取入口や煙突の先端以外に開口部が無いこと。また、炉や煙突に穴や亀裂がないこと

必要な空気量が供給できるファンなどの装置が設置されていること

廃棄物投入口の二重扉化や廃棄物の連続投入装置が設置されていること（ ）

燃焼室に温度計が設置されていること

助燃バーナが設置されていること

などの構造を備えていることが必要となります。

（ ）二重扉等により燃焼室が外気と遮断された状態を保ち、廃棄物の投入の際にも、燃焼室の温度低下を防止することができるものをいいます。

なお、構造上やむを得ないものと認められる焼却設備の場合はこの限りではありませんので、不明な場合は県や市町村の担当者に相談してください。

注 意

この規定は小型の焼却炉を含む全ての焼却設備に適用されます。（自己の事業所内の廃棄物を焼却する場合や家庭用の焼却炉も対象となります。）

問い合わせ先

中北林務環境事務所環境課

電話0551-23-3090

峡東林務環境事務所環境課

電話0553-20-2739

峡南林務環境事務所環境課

電話0552-40-4141

富士・東部林務環境事務所環境課

電話0554-45-7811